附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（学部が学科を設けていない場合の取扱い）

第二条　大学設置基準附則第三項の規定によりなお従前の例によることができるとされている大学に関する令及びこの命令の規定の適用については、大学の学部に学科を設けていない場合にあっては当該学部が一の学科を設けているものと、大学の学部に学科以外の組織を設けている場合にあっては当該組織を当該学部の学科とみなす。

（令附則第三条の届出書の様式）

第三条　令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。

（特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出）

第四条　令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

（令附則第四条第一号の意思決定の内容等）

第五条　令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

一　特定地域内における大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別

二　増加させる特定地域内学部収容定員の数

三　特定地域内に所在する校舎の所在地（建設予定地を含む。）

2　令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図るものとができる方法によるものとする。

3　令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

一　校舎の新築、改築、増築若しくは改修（以下この項において「新築等」という。）又は購入若しくは借受けに関する契約の締結

二　校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結

三　校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結

四　校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了（必要な校舎が既に新築等されている場合であって、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。）

4　第一項の意思決定、第二項の公表及び前項の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成二十九年九月三十日までに、それ以外の場合においては平成三十年九月三十日までに行われたものに限るものとする。

（法附則第三条第四号の適用に係る届出）

第六条　法附則第三条第四号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第四号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2　第九条第二項の規定は、前項の届出に準用する。

別記様式第１号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

○○大学○○学部　特定地域内学部収容定員増加　届出書

年　月　日

文　部　科　学　大　臣　殿

届出者の職名及び氏名　　印

このたび、○○大学○○学部の特定地域内学部収容定員を増加させることについて、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第４条第１項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

適用を受けようとする除外規定及びその適用を受けることができる理由の概要				
特定地域内学部収容定員の変更の状況		学部等の名称	変更前	変更後
	増加させる学部等		人	人
	大学全体	—	人	人
特定地域内学部収容定員を増加させる時期				
校舎の所在地				
学校教育法に基づく認可申請又は届出の状況				

（注）

1　記載内容を証する書類を添付すること。

2　特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第４条第１項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項以外の事項によって、特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、同法の規定により届け出なければならない事項の例に準じて内容の分かる書類を添付すること。

別記様式第２号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

法第13条第１号・第２号　説明書

特定地域内学部等収容定員を減少させる学部等	大学等の名称							
	学部等の名称	修業年限	入学定員（編入学定員）	減少前の特定地域内学部等収容定員（収容定員）	減少させる特定地域内学部等収容定員（収容定員）	減少後の特定地域内学部等収容定員（収容定員）	校舎の所在地	
	○○学部 ○○学科	年	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）		
減少させる事由								
予定時期								